

都市開発諸制度の適用に関する福祉の都市づくりに係る規定の取扱い指針

「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（以下「活用方針」という。）第9章7(1)に基づき、都市開発諸制度を適用する建築計画における福祉の都市づくりに関する規定の取扱いについて、次のとおり定める。

1 目的

活用方針において、都市開発諸制度を適用する一定規模以上の都市開発については、関係する区市町村と予め協議を行い、子育て支援施設整備の必要性等を把握することとしている。これは、開発計画を検討する早期の段階で、計画区域周辺における子育て支援施設の需要等について区市町村に確認し、適切に計画に反映することにより、子育てに配慮したまちづくりを進めることを目的としている。

本指針は協議が円滑かつ適切に行われるよう、協議に関して必要となる手続き、協議により確認すべき事項等について定めるものである。

2 協議手続き

子育て支援施設整備の必要性について確認するための協議手続き及びその取扱いについては、次の通りとする。

(1) 開発計画の検討段階

建築主は、開発計画の検討段階において、計画区域を含む区市町村と事前相談を行い、当該開発における子育て支援施設整備の必要性の有無、整備すべき施設の種別・規模等について確認し、開発計画に反映するものとする。

区市町村の福祉担当部署は相談を受けるにあたり、必要に応じ東京都福祉保健局少子社会対策部に協議を行うことができる。

(2) 制度適用の申請段階

建築主は、制度の適用を申し出るにあたり、下記①又は②いずれかの文書により区市町村と協議を行い、(1)で行った事前相談において確認した内容が適切に反映された計画であるという区市町村の判断を得た後、当該文書の写しを都市計画決定権者又は許可権者に提出することとする。ただし、他の方法により都市計画決定権者、許可権者が、施設整備内容等の妥当性について判断を行うことができる場合はこの限りではない。

① 別記参考様式1、参考様式2

② 区市町村の条例、要綱等に基づく手続きによるもの等、別記参考様式1、参考様式2と同様

の内容が記載された文書

(3) 工事完了時

制度の適用を受けた建築物の建築主は、(2)の協議に基づき整備を行った子育て支援施設の工事完了後速やかに、「子育て支援施設整備報告書(別記第1号様式)」を作成し、区市町村の確認を受けた後、都市計画決定権者又は許可権者に提出するものとする。

(4) 用途変更時

制度の適用を受けた建築物の建築主は、(2)の協議に基づき整備を行った子育て支援施設を他用途に変更する際は、区市町村と協議の上、都市計画決定権者又は許可権者に「子育て支援施設用途変更届出書(別記第2号様式)」により届出なければならない。

3 協議により確認すべき事項

建築主及び区市町村は協議において、以下の内容について確認を行うものとする。なお、当該協議により子育て支援施設整備の必要性が認められた場合は、建物竣工時までには別途、建築主と区市町村の間で、運営方法、所有形態、その他施設の継続的な運営を担保する上で定めることが必要と思われる事項について協定等を締結することにより、施設整備及び運営が適切に行われるよう配慮することが望ましい。

ア) 当該開発区域における、子育て支援施設整備の必要性の有無

建築主は、計画している開発規模から、発生する施設需要等を推計し、区市町村と協議を行うものとする。これに対し、区市町村は子ども子育て支援法に基づく子ども子育て支援事業計画に定める量の見込み等を参照し、施設種別・規模を判断する等が考えられる。

イ) ア) において施設が必要とされた場合は、次に掲げる事項。

- 整備する施設の種類
- 整備する施設の規模
- 施設の設置期間

4 その他

- (附則) 平成26年3月27日付26都市政広第776号
この取扱い指針は、平成27年4月1日より施行する。
- (附則) 平成31年3月29日付30都市政広第592号
この取扱い指針は、平成31年4月1日より施行する。
- (附則) 令和8年6月30日付08都市政広第167号
この取扱い指針は、令和8年7月1日より施行する。